

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2014年5月1日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころをれない

ころをせない

【第6号】

四月二一日、大阪地裁・快晴

昨年一二月二六日、安倍首相は国内外様々な人々の反対をよそに靖国神社参拝を強行しました。

私たちアジアネットワークはその夜急きよ対策をねり、訴訟提起に向けた準備を開始、約四ヶ月、四月二一日、多くの良心を集め、第一次提訴にこぎ着けました。

第一次原告は五四六名。北海道・東北は二名、関東甲信越は三三名、北陸中部は四一名、関西は二六八名、四国中国は五三名、九州沖縄一三〇名です。

提訴当日は地元関西の他に九州・四国・東京等遠方からも駆けつけ、約五〇名の参加。

記者会見

同日提訴後、三時半より司法記者クラブで各新聞社が集まったの記者会見。テレビカメラが何台もレンズを構え、その前には記者たちがメモを手に入き入る中、中島弁護士と四名の原告がそれぞれに「なぜ提訴に至ったのか」の意思表明。首相靖国参拝「福岡」判決を

活かす会」代表の

郡島さん、一念発

起、初原告の遺族

原告、この提訴の

日は無理矢理軍服

を着せられた叔父

4月11日
提訴
報告

ざっしり一日報告



の遺影と共に参加。「靖国合祀取消要求」を続けているアジアネットワークのメンバー原告、そして若者原告、それぞれの立場から熱い思いが語られました。

特に若い原告の「参拝後のアジアの緊張の高まりは、一学生の私から見ても怖い。過去に違憲判決が出ているのに、参拝するのはおかしい。」との感想に記者たちの関心が集中していたようです。若い記者たちは自分にも引きつけることが出来たでしょうか。

あのカメラの台数はなんだったのか、その夜のニューステレビ放映あまりされなかった。

ずっしり546名の委任状



記者会見の様子



訴訟団結団・提訴報告集会

夜の結団・提訴報告集会には八〇名近い参加者で会場は満杯。

菱木事務局長の司会で始まった集会、まず中島弁護士から訴訟の意義と組み立てについて説明があった。

今までの違憲判決、少なくとも靖国参拝を合憲と言う判決は一度もない過去の裁判闘争の歴史と成果を踏まえ、今回は違憲確認を求めず違憲を前提として闘っていくこと、信教の自由や政教分離違反だけでなく平和の生存権を大きな柱にして闘うことが特徴であることなど強調された。

呼びかけ人の挨拶の冒頭にたった前衆議院議員服部良一さんは、中曽根・小泉元首相の裁判への関わりから振り返りながら、日本の遺族の闘いからアジア訴訟へ、そして

今回安倍参拝が世界的に抗議や波紋は広がり、世界的規模の注目度の闘いにしようとして力説した。

つづいて菅原龍憲・合祀イヤです訴訟原告団長、九州から郡島恒昭さん、四国から安西賢誠さんが、それぞれ仏教者として過去の訴訟をリードしてきた思いを語り、大阪訴訟に合流して闘う決意を述べた。つづいて合祀イヤです訴訟原告の古川佳子さん、吉田文枝さんと身内が靖国神社に合祀されている遺族としての立場からの発言が続く。古川さんが、「人生の最後をせつなくゆつくりしようと思っていたのに私の平和の生存権が侵された」と語ったのは古川さんらしい説得力を感じた。

大阪の提訴に東京から駆けつけた事務局を代表して荒井克浩さんから四月二日に東京地裁での提訴を準備している状況の説明があった。東京でも事務局スタッフは若返るそう。大阪でも今回の訴訟で事務局に加わった若いスタッフがそろって登壇した。若い人たちが靖国参拝や今日の時代状況をどう見ているのか気になるところだが、肌感覚で「怖い」と語っていたのは印象的。集会後何人かの方から、「若返ってよかったね」と言われたが、若者の登壇がインパクトあったのかも。大いに期待をしていきたい。

最後に忙しい中駆けつけた丹羽弁護士、大橋弁護士、吉田弁護士の紹介があり、集会は終了した。弁護士にも女性や若手が増えてきている。今までずっと弁護士をまとめてこられた故井上二郎弁護士の姿がないのは寂しいが、確実に次世代に靖国訴訟も引き継がれていることを確信、力強く思った集会でもあった。

四月二日は東京訴訟の提訴、原告は関東地方を中心に韓国に住む戦没者の遺族ら合わせて二七三名です。何としても安倍政権の「右旋回」を許してはならない！

すでに原告数は八一九名、「一〇〇人以上の原告を！」を目標にもう一步の努力を！引き続き第二次原告を募っています。

声を上げる事が安倍政権の暴走を止める一歩です。



以下三ページに四月一日、一日の行動に参加した若者原告の感想を掲載します。



若いスタッフ登壇！

靖国参拝について思うこと

—安倍参拝違憲訴訟参加記—

全国に住むわれわれ五六六名は、第九六代内閣総理大臣安倍晋三が二〇一三年一月二六日におこなった靖国神社への参拝行為によって、われわれ五六六名の「平和的生存権」が侵害された。そこで原告五六六名は、市民団体「安倍参拝違憲訴訟の会・関西」が中心となって、二〇一四年四月一日（金）一五時より大阪地裁への提訴に踏み切った。現役首相による参拝は、小泉純一郎以来となる。こうした一連の公人による参拝は、一宗教法人への極端な傾倒であり、近代国家の基本概念である政教分離原則に抵触する行為である。またその参拝は、日本国憲法第二〇条によって定められている国民の宗教の自由の権利を甚だしく侵害する行為だ。今回の訴訟では、被告を安倍晋三、靖国神社、国の三者を設定した。責任をとるべきなのは、不法な参拝をおこなった安倍晋三本人、そうした不法行為を受け入れた靖国神社、被告安倍による不当な公権力の行使を容認している国の三者にあ

るというわけだ。戦前の軍国主義下では、靖国神社の教義は、天皇制国家への忠誠と戦争翼賛を實行させる国民の精神的支柱として機能した歴史的背景もある。例えば十五年戦争に駆り立てられた日本兵が、「死んで靖国に祀られよう」と言った言葉に集約されるような、宗教性が存した事例が挙げられる。しかしながら、現在露呈する靖国問題に、日本人があまりに無自覚的なのは、この国の歴史認識、ひいては人権意識の未熟さを物語っている。

例えば提訴後に開いた集会において、原告で宗教学者の菱木政晴（64才）が、「今回の訴状の特色は「平和的生存権」の侵害という文言を前面に押し出したもの」であると述べたが、現今のアジア情勢を考慮すると、露骨なまでの緊張関係に、われわれの「平和的生存権」は一体どこにいつてしまうのだろうか、恐怖を覚えずるをえない。原告で大学院生の吉岡諒（26才）も、「参拝後のアジアの緊張の高まりは、一学生の私から見

ても怖い。過去に違憲判決が出ているのに、参拝するのはおかしい。」と述べた。

筆者は大学院で、近代日本の宗教史と人権の問題をテーマに、研究活動をおこなっているが、そうした研究と靖国問題を問うこと自体が、不可分な関係にある以上、問い続けなければならぬ問題だと自覚している。「人権」と「平和」、この言葉を軽々しく使い、内実の伴わない行動を展開するこの国の首長、宗教法人、国に対し、「ノー」をつきつけることが、ようやく始まった。名ばかりの「人権」「平和」はもう終わりにしよう。本当の意味の人権と平和が実現する日は、一体いつになるのだろうか。それら獲得の道は、まだ始まったばかりだ。

T・A（24才）



◆◆◆ 訴訟今後の流れ ◆◆◆

4/11に提出した訴状、無事に受理され民事18部に係属されました。事件番号は平成26年（ワ）3340 今後、とりあえず相手方から答弁書が提出されます。答弁書は、短いものが多いです。求釈明書（質問書みたいなものです）も出されることもあります。

その後、進行協議という名の事務折衝があります。進行協議の前に、被告からの第1回目の準備書面、あるいは原告からの書証（証拠）や準備書面や求釈明書/釈明書の提出されることもあります。

と言う流れで、第1回弁論は夏休み前（7月）に入るか、夏休み明け（9月）になるか、微妙で…です。

どちらにせよ私たちが裁判所に出かけていくのは三ヶ月後くらい、夏、暑い最中の行動となりますね、その時はもちろん大法廷を私たちの熱気で満杯に！



私たちの主張Ⅱちよつとむずかしい
「訴状」を砕いてみました

Ⅰ・提訴

二〇一四年四月十一日、私たちは、大阪地裁に「安倍首相靖国参拝差止等請求事件」の訴状を提出しました。「安倍首相靖国参拝差止等請求事件」というのは、訴状や準備書面に記載されるこの訴訟の正式名称です。なお、それとは別に、私たちは、今後、ニュースや集会などでは、この訴訟を「安倍靖国参拝違憲訴訟の会・関西」と呼ぶことにします。

Ⅱ・訴状の概略

訴状の申し立てについて簡単に解説します。(訴状全文は「合祀」イヤです訴状のホームページにあります)訴状は、「請求の趣旨」と「請求の原因」の二つに分かれています。「請求の趣旨」は、判決文の本文に対応し、「原

因」の方は、判決理由に対応します。(一)「請求の趣旨」は、以下の通りです。

1 被告安倍晋三は、内閣総理大臣として靖国神社に参拝してはならない。

2 被告靖国神社は、被告安倍晋三の内閣総理大臣としての参拝を受け入れてはならない。

3 被告らは、各自連帯して、原告それぞれに対し、金一万円及びこれに対する二〇一三年一月二十六日から支払済みまで年五パーセントの割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は被告らの負担とする。

最後の4の意味は、訴状提出の際に貼る印紙の額を、敗訴側が負担するという常套句です。賠償額や弁護士費用とは無関係です。1と2は、安倍晋三と靖国の双方に対して、裁判所が今後の参拝の差し止めを命令するよう求めています。3は、二〇一三年一月二十六日に行われた安倍の参拝によって私たちがこうむった被害に対して、「国家賠償法」や「民法」の規定に基づいて賠償金(慰謝料)を支払えと要求しているものです。なお、これまで、中曽根参拝・小泉参拝に対する違憲訴訟において、損害賠償とは別に参拝が違憲である

ことを裁判所に確認させることを請求してきましたが、今回は、このような「違憲確認」の訴えはやりません。その理由は後で述べます。

(二)「請求の原因」、本論です。

ここは、第1「当事者」、第2「内閣総理大臣としての被告安倍の参拝及び被告靖国神社によるその積極的受入れ」、第3「本件参拝による原告らの権利利益の侵害」、第4「損害」、第5「責任原因」第6「差し止め」、第7「まとめ」に分けられています。

第1は、私たちが損害を訴えている相手、すなわち、被告を確定しています。被告は、宗教法人「靖国神社」、総理大臣(公務員)である一人の個人「安倍晋三」、及び「国」の三者です。第2は、安倍の参拝と靖国によるその受入れの態様について確認しています。

そして、第3、第4で、安倍の参拝が、私たちのどのような権利を侵害して、私たちがどのような損害を被っているかを説明しています。第3の1「はじめに」と2「原告らの権利・利益」で、私たちが主張する「被侵害利益(侵害された権利)」は、

「内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権」の三つの権利と「平和的生存権」に大別されています。そして、「内心の自由形成の権利」は、

主として憲法第十九条の思想信条の自由に基づいていること、「信教の自由確保の権利」は同じく第二〇条「信教の自由」にもとづいていることを確認しています。また、「回顧・祭祀に関する自己決定権」は、個人の内己形成に欠くことのできない親族などに対する敬愛追慕の条に基づく自己決定権のことですが、これは、小泉参拝違憲訴訟の最高裁判決に付された「滝井繁男補足意見」を意識したものです。滝井補足意見は、「誰でも、公権力が自己の信じる宗教によって静かで穏やかな環境で特別な関係にある故人の霊を追悼することを妨げたり、意に反して別の宗旨で故人を追悼することを拒否でき、強制を伴わなくても法的保護を求めることができる。国などの行為でそれが侵害されたときには、損害賠償を請求できると考える」と指摘しています。

最後の「平和的生存権」は、憲法前文が「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と明記していることに由来しています。もちろん、戦争放棄や戦力不保持を宣言する九条にももとづいています。今度の訴訟においては、自衛隊イラク派兵違憲訴訟において名古屋高裁が明示した「平

和的生存権」にもとづいて「戦争放棄および戦力不保持の原則を堅持した日本に生存する権利」というものを主張します。安倍参拝は、私たちのこの権利を侵害したのです。名古屋高裁はつぎのように明快に述べています。

平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基礎なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するといふべき憲法前文が上記のとおり『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法九条が国の行為の側から客観的的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法一三条をはじめ、憲法第三章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利といふことができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るといふ意味に

おける具体的権利性が肯定される場合があるといふことができる。

私たちは、名古屋高裁判決が、上記引用部分に先立つ箇所において、「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」、「戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことに加担させられない権利」、「他国の民衆への軍事的手段による加害行為と関わることなく、自らの平和的確信に基づいて平和のうちに生きる権利」、「信仰に基づいて平和を希求し、すべての人の幸福を追求し、そのために非戦・非暴力・平和主義に立つて生きる権利」を全て平和的生存権に含まれるものと解釈しているので、私たちが主張する「戦争放棄および戦力不保持の原則を堅持した日本に生存する権利」についても、上記名古屋高裁判決からすれば当然に具体的権利性が付与されることになると考えています。

つぎに、これらの権利がどのように違法に侵害されたか、すなわち、「違法性」の問題を第3の3で述べています。はじめに、(違法な)侵害の態様を述べ、それがどのような法律に違反しているかを説明しています。はじめの三つの権利については、信教の自由・政教分離を規定した二〇条・八九条に違反していることはも

ちろん、憲法全体の秩序に違反するものであることを明らかにしています。このことは、二〇一二年二月二十五日に自民党が策定した立憲主義を否定する「憲法改正草案」や同年一月に発足した第二次安倍内閣が「憲法改正」に強い意欲をもって政権運営を行っていることから明らかです。つまり、被告安倍は、憲法尊重擁護義務を遵守する意思をもたず、立憲主義を否定する意思を明確にしています。本件参拝も、被告安倍の立憲主義を否定する意思があらわれ、尊い命を犠牲にされた御英霊に対し、哀悼の誠を捧げるとともに、尊崇の念を表し、御霊やすらかなれとご冥福をお祈りした」というだけのものでなく、本件参拝は、日本国憲法を最高法規とし、内閣総理大臣を含む公務員はこれを遵守し、これに反してはならないとする法秩序に客観的・一般的に反し、違法であるといわなければなりません。また、参拝が違法であると同時に、参拝を積極的に受け入れた被告靖国国の違法性も厳しく問われねばなりません。

そして、平和的生存権の侵害に関する違法性はつぎのように確認されます。上述の名古屋高裁判決は、平和的生存権がどのような場合に侵害されるかについて、「戦争の遂行、武

力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合」と述べています。私たちは、これに依拠して、つぎのように考えます。すなわち、

①本件参拝行為は、靖国神社という戦前の全体主義的な政治的象徴を承認、称揚、鼓舞するという行為である。そして、②被告安倍が、これまでの内閣法制局の見解を無視し集団的自衛権の行使について憲法に反しないと主張している事実、二〇一三年九月の訪米時に「私を右翼の軍国主義者と呼びたければ、そう呼んでいただきたい」と発言した事実等に鑑みれば、本件参拝は、靖国神社の有していた戦前の軍国主義の精神的支柱としての役割を現在において積極的に活用しようという意図のもと行われたものと考えざるを得ず、「戦争の準備行為等」と十分に評価できるものである。

また、③被告安倍のこのような意図は、被告靖国神社としても新聞報道等を通じて十分に認識しうるものであるから、被告靖国神社による本

件参拝受入れもまた「戦争の準備行為等」と評価しうる。

「請求の原因」第4「損害」は、従来この種の裁判で、参拝は（政教分離の）憲法に違反しているが、原告らに具体的な損害はないからというところで原告敗訴の根拠となった「裁判所の論理」に果敢に挑戦していません。まず、はじめの三つの権利「内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権」の侵害による損害は、名誉侵害、プライバシー侵害の場合と同様非財産的損害であること、その侵害による損害は、名誉侵害やプライバシー侵害の場合と同等以上ではあっても、劣ることはないはずで、また、平和的生存権は、表現の自由、集会結社の自由、信教の自由、経済的自由もまた、平和な社会でなければ個人がこれを受容することができないのであるから、平和的生存権に対する侵害によって生ずる損害は、人格的生存の根幹に関わるものであり、損害の程度は名誉侵害等の侵害の場合や内心の自由形成に対する侵害の場合と同等以上であり、これらに劣ることはありません。

にもかかわらず、これまでの訴訟において、その損害は、「原告らの憲法解釈に反して敢行されたことに對

する不快感にすぎない」とか、「焦燥感にすぎない」などとして、原告ら主張の損害は法律上慰謝料をもって救済すべき損害にあたらないとする見解がこれまで行われてきました。

これは、この種の訴訟が実質的には首相の靖國神社公式参拝に対する憲法判断を求めているものであつて、原告らが訴える精神的苦痛とは単なる公憤のみに基づくもので、主観訴訟の姿を借りた「民衆訴訟」であり、憲法適合性について「抽象的審査」を求めるものに他ならないとの考えが、裁判所の根底にあつたからかもしれせん。しかしながら、原告らは本件訴訟においては、もはや単に違憲審査を求めているではありません。この間の小泉純一郎総理大臣の公式参拝（二〇〇一年八月二三日）をめぐっては、明確に違憲と判断した判決が言い渡されただけでなく、憲法判断を行った判決のすべてが違憲であると認めており、合憲と判断した判決は皆無であることから明らかとなっており、合憲と解する余地はありません。二〇条に述べられた信教の自由や前文に明記された平和的生存権は、憲法が保障する基本的人権の根幹です。これら条規を遵守するべき義務を負う内閣総理大臣が、憲法の上記義務に違反して行った本件参拝によって被った原告らの損害

が、単なる公憤、単なる不快感、単なる焦燥感で片付けられるものではないと認めさせたい。内閣総理大臣である被告安倍による本件参拝及び被告靖國神社による本件参拝受入れによって、原告らの基本的人権の享有主体たる地位は脅かされています。それが法的保護に値しないものということは到底許されざることというべきです。

最後に、訴状は、首相の参拝とその受入れというこれらの違法な権利侵害及び損害に鑑みて、それを繰り返す恐れのある被告らに対して、私たちがその差し止めを請求する権利を有することを宣言して、昨年の参拝による損害賠償を請求すると述べています。

最後に、訴状は、首相の参拝とその受入れというこれらの違法な権利侵害及び損害に鑑みて、それを繰り返す恐れのある被告らに対して、私たちがその差し止めを請求する権利を有することを宣言して、昨年の参拝による損害賠償を請求すると述べています。

III. 本件訴訟の特徴

①参拝が違憲であることは明白なので、取り立てて違憲確認の請求はしない。むしろ、「違憲だけれども何の被害もない」という裁判所の、詭弁に果敢に挑戦すること。

首相の靖國参拝違憲訴訟は、一九八五年の中曽根参拝に対して三件、二〇〇一年から二〇〇五年の小泉参拝に対して六地裁七件、そして今回の安倍参拝に対して行われてきました。これらはいずれも参拝による精



熱心に聞き入る集会参加者

神的（非財産的）被害の損害賠償請求という形で行われてきました。中曽根参拝に対する大阪地裁判決では、裁判所は、参拝が憲法違反であるかどうかの判断を避けたにもかかわらず「訴訟は、原告らの価値観・憲法解釈を裁判所に承認させるためにおこなつたと思われ、原告らが主張する精神的苦痛は、公式参拝が原告らの憲法解釈に反して敢行されたことに対する『一種の不快感、焦燥感ないし憤り』であつて、損害ではない。訴訟は、原告らの目的達成の手段としては適当な方法ではなかつた」とまで言われました。つまり、私たちは憲法違反の行為が行われても黙って耐え忍ばねばならないというもの

でした。しかし、その後の小泉参拜を含め、憲法判断に踏み込んだ判決では、すべて違憲判断であり合憲と判断したものはありません。それ以外の判決は憲法判断から逃げただけです。

私たちは、今回の裁判では、違憲であることを十分に認識している安倍・靖国・国の三者の被告らが、なぜ違法行為を続けるのかはつきりと語ってもらいたいと考えます。また、損害はないという「論理」を弄して違憲行為を十分に阻止しなかった裁判所に、きちんと損害の認定をせよと本気で迫ります。

② 平和的生存権の主張を前面に出すこと。

首相の靖国参拜は、それ自身が、「戦死者を見習って後に続け」という靖国神社の教義の布教行為であり、戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合と言いうるものであり、私たちの平和的生存権を直接脅かしていることを明確に主張します。

また、安倍首相の参拜は、集団的自衛権の行使容認・武器輸出禁止原則の廃止・改憲による立憲主義の否定などの現政権の諸政策と連動した、戦争準備行為とみなさざるを得ません。これらの政策は、過去の大日本帝国の侵略と植民地支配によって大

きな被害を受けた近隣諸国の人びとの声に真摯に耳を傾け、これらの人びととともに平和的生存権を享有しあうことを願う日本国民のみならず、日本に暮らす外国人や近隣諸国の人びとの平和的生存権をこそ損なうものであることを、この裁判で確認し、主張していこうと考えています。

(丁)

戦没者遺族ら 安倍晋三首相の靖国神社参拜で憲法が保障する平和的生存権を侵害されたなどとして、全国の戦没者遺族や宗教者、市民ら546人が11日、安倍首相と靖国神社を相手取り、将来にわたる参拜の差し止めや原告一人当たり1万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。昨年12月の安倍首相の参拜を巡る提訴は初めて。別の原告団が今月21日、東京地裁に提訴する予定。訴状によると、参拜について「北東アジアの外交的緊張を一気に高めた」と指摘。生命	昨年靖国参拜 安倍首相を提訴 や自由が侵害される危機にさらされたこと主張している。 原告団は提訴後、大阪市内で記者会見した。日本思想史専攻の大学院生、吉岡諒さん(26)＝京都市＝は「参拜後のアジアの緊張の高まりは、一学生の私からしても怖い。過去に違憲判決が出ているのに参拜するのはおかしい」と訴えた。 首相官邸は「内容が分からずコメントできない」としている。 首相の靖国神社参拜を巡っては、小泉純一郎氏の参拜に対する訴訟で、福岡地裁(2004年)と大阪高裁(05年)が「違憲」と判断した。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

編集後記と事務連絡をいくつか

★何度も言うようですが、今回訴訟を担う弁護団・事務局の特徴は若返りです。弁護団は若返りと共に圧倒的女性のパワーです。事務局は数年來、華麗(加齢?)女性たちが(船頭多くて:;)仕切ってききましたが今回は男女とも子か孫世代ほどの若返りでただただ「うれしい」です。今後の訴訟進行、運動の広がりによろしくに反映されるか、多に期待です。

●封書宛名ラベル上の数字はあなたの原告番号です。整理し易いように記載していますが、「記載しないです！」の方はお申し出下さい。次回からは番号削除致します。

●なんとと言っても膨大な事務量:、やっと提訴にこぎつけたものの、各所に何かと不備都合が生じているのではないかと心配です。お名前、住所等の記載間違い等ありましたらお知らせ下さい。早急に訂正させていただきます。

★すでに原告になられている方にも「二次募集」のチラシを同封しました。「1000の原告」まで後一歩です、周りの友人や仲間にもこのチラシで呼びかけてください。同封の原告募集要項、委任状では是非原告になって下さい。

★訴訟に向けて原告費用だけでなく、たくさんの方から沢山のカンパも頂きました。感謝!です。

●会費・カンパ等入金の領収証は郵便時の控えで替えさせていただきますので大切に保管下さい。別途会からの領収証が必要な方はその旨振込紙メモ欄に明記下さい。

JO

第27回政教分離訴訟全国交流集会

今年は金沢で開催されることになりました。

日程 8月1日(金) 2:00~5:30 交流 5:30~8:30 懇親会

会場 石川県金沢市教育会館

8月2日(土) 午前フィールド 聖戦大碑 野田山墓地

※2日午後からは「聖戦大碑撤去市民の会」の第14回全国大会が同じ会場で開催されます。

詳細は6月に入ってからになりますが、問合せはそれ以降、聖戦大碑撤去市民の会(事務局:石川県平和人権センター内)又は靖国合祀イヤです・アジアネットワーク(06-7777-4935)まで。

靖国合祀いやで 今年も「靖国」に出かけていきます🍃 靖国神社に合祀取り消しを要求し続けよう！

四月一日、五四人の原告でもって安倍晋三・靖国神社・国を被告として安倍首相の靖国参拝違憲訴訟を大阪地裁に提起しました。原告の中には肉親が靖国神社に合祀されている遺族も参加しています。

「靖国合祀イヤです！訴訟」を原告として闘った私たちは、遺族が戦死した私たちの肉親を「天皇に忠義を尽くし、進んで日本の戦争に参加した英霊」とされたままで放置することはできないと、裁判終了後も、年に一回は、靖国神社に「合祀取り消し要求書」を出し続けることにしました。一昨年は五月に、昨年は九月に「靖国行動」を実施しました。昨年は元原告以外に八名の遺族が「合祀取り消し要求書」を私たちに託してくれました。また、そのうちの一人は「靖国行動」にも参加してくれました。

今年も「二〇一四年靖国行動」を行います。時期は秋ごろになるとおもいます。訴訟と並行して「合祀はイヤ！」の遺族の思いと怒りを「合祀取り消し要求書」に託して靖国神社に直接突きつけたいと思います。昨年にも倍する、いやいや一〇倍、一〇〇倍する皆さんの参加を！もちろん、昨年「要求書」を出した人も、靖国神社からのそつけない回答に負けず、しつこく要求し続けましょう。「呼びかけ」と「合祀取り消し要求書」をニュースに同封します。

以下読者のみなさんからのおたよりです。理不尽な「戦死」「英霊？」再びの戦争・・・、どうして黙っておれようか！こんな声をどうか形にしてください。「合祀取消」も「訴訟」も意思表示の一步ですね。

おたより

《1月》

◆憲法違反、アジアの人々の心を踏みにじる安倍の靖国参拝に反対します（吹田 C.S）

《2月》

◆川柳・靖国は戦争神社と英訳す ・靖国は侵略者の慰霊のみ（河内長野 K.S）

◆市民一人ひとりが言うべきことを言わないと、ますます権力の暴走が加速します

◆戦没者遺族として、安倍首相の靖国神社参拝違憲訴訟を原告として参加します（北海道 T.S）

◆安倍政権下はまさに戦後最悪の政権です。アベノミクスに踊らされて戦争への道をつくりあげていくのが恐ろしいです（北九州 K.H）

《3月》

◆原告として訴訟委任状を送りました。父の弟は医学部卒業後軍医となり、沖縄近海で水没、母の先の子どもは学徒出陣で満州に行きシベリアに連行され生死不明、いとこの兄は戦争に行かされた者で行かせた者が一緒に神としてまつられていることに反対していました（佐賀市 O.L）

◆フィリピン、ニューギニアをはじめ、南の島々で食料も絶たれ、餓死した「英霊」が倒れたまま白骨の姿を晒している。一本の骨もない靖国がその真実を隠してきた。そして安倍は新たな死者をむかえるための準備を始めた。決して許せない（四条畷 K.A）

◆機会を与えてくださってありがとうございます（和歌山 F.）

◆戦争への道を加速させる今の流れを何とかくい止めたい。平和を何とか守りたいと毎日思っています。「私にも出来る行動」を示してくださってありがとうございます（大阪 A.B）